

ケアマネジャーの業務 ①

最近マスコミ報道で、介護業界の人材不足についての指摘をよく目にします。2025年には団塊の世代の全員が後期高齢者となるという状況下、介護を必要とする人は増加する一方なのにもかかわらず、介護を支える就業者が2022年には逆に前年比で減少したそうです。過酷な仕事なのに賃金水準が低く、敬遠されがちなのだとか。特に、今すでに訪問介護のヘルパーの不足が深刻化しているそうですが、今後、人材不足が深刻化すると予想されているのが「ケアマネジャー」です。



読者の皆さまは「ケアマネジャー」が何をする職業かを正確にご存じですか？多くの皆さまは、「年寄りが困ったときになんでも助けてくれる人」というイメージを持っていらっしゃるのではないのでしょうか。

介護保険法第7条第5項によると、ケアマネジャーの業務は「要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業所等との連絡調整等を行うもの…」であり、要介護者等が適切な介護サービスが受けられるようにケアプランを立案し、それに必要な関係機関との連絡調整を行うことが、主な業務です。

つまり、介護サービスの計画を立てることが究極の業務であり、そのために必要となる関係者との連絡調整を行うこともある・・・というのが、ケアマネジャーの仕事の建てつけなのです。

しかし近年、「ケアマネジャー万能説」とでも言うように、家族に頼れない人はもちろん、家族がいてもその家族が多忙だったりすると、「とりあえずケアマネジャーに頼めば、なんでも解決してくれる、なんでもやってくれる」という風潮が目立ちます。

これは、要介護者本人やその家族だけではなく、医療機関や地域の行政職員、他の介護事業者など地域包括ケアシステムを支える他のプレーヤーからも同様に考えられていたり、また、国や監督官庁である厚労省等もこのような視点で、担当先の決まっていない高齢者支援についてはすべてケアマネジャーの仕事としたりするような動きがあります。

例えば、あれだけ機密情報扱いを要求されているはずのマイナンバーカードですら、ひとりで取得する手続きを行うことが難しい高齢者に対して、ケアマネジャーが代行できるようになった、他にも夫が亡くなった後に妻が未支給年金を受給する際、妻と夫が生計同一関係にあったことをケアマネが証明者として署名できる、はたまたケアマネジャーが要介護者宅のエアコンのリコールの確認をするように求められる・・・など。

ケアマネジャーは今、こうした本来業務からは離れた業務に日々忙殺されることが多いといえます。次回、現場のケアマネジャーの苦勞をもう少し見ていきましょう。